

広島県公営企業管理規程第四号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一広島県沼田川水道事務所の項を削る。

別表第一の二広島県沼田川水道事務所の各課の項を削る。

別表第二勘定科目表1収益の表中

工業用水道 事業（水道 用水供給事 業）収益	営業外収益	長期前受金戻 入 雑収益	有価証券売却 収益
---------------------------------	-------	--------------------	--------------

を

工業用水道 事業（水道 用水供給事 業）収益	営業外収益	長期前受金戻 入 退職給付引当 金戻入益 雑収益	有価証券売却 収益
---------------------------------	-------	--------------------------------------	--------------

に改め、別表第二勘定科目表2収益の表中

土地造成事 業収益	営業外収益	長期前受金戻 入 雑収益	有価証券売却 収益
--------------	-------	--------------------	--------------





業収益	営業外収益	長期前受金戻入 雑収益	長期前受金戻入 有価証券売却 収益
-----	-------	----------------	-------------------------

社

土地造成事業収益	営業外収益	長期前受金戻入 退職給付引当 金戻入益 雑収益	長期前受金戻入 退職給付引当 金戻入益 有価証券売却 収益
----------	-------	----------------------------------	---

に改め、別表第四予算科目表の枠内の中

土地造成事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸 費 長期前払消費 税償却	企業債利息 長期借入金利 息 一時借入金利 息 リース債務支 払利息 企業債手数料 及び取扱費
----------	-------	--	---

を

土地造成事業費用	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 リース債務 支払利息 企業債手数料 及び取扱費 有形固定資産 減価償却費
長期前払消費 税償却			

に改める。

別記様式第四十五号（その1）を次のように改める。

(決裁欄)

企業出納員

審査

資 金 前 渡 精 算 書

平成 年 月 日

(管理者又は事務所長) 様

(職氏名又は住所氏名)

印

平成 年度 平成 年 月分

款	項	目	節
資金前渡額 (A) ¥	支払額 (B) ¥	残 ) ) ¥	額 ( (A) - (B)
内 訳 前月までの受領額 ¥	内 訳 前月までの支払額 ¥		
本月受領額 ¥	本月支払額 ¥		
本月返納額 ¥	本月回収額 ¥		
本月更正額 ¥	本月更正額 ¥		

- (注) 1 この様式は、常時の費用に係るものについて使用すること。
- 2 この精算書には、支払額に係る証拠書類を添付すること。ただし、領収証書を  
徴さないで支払うものにあつては、資金前渡を受けた職員又は支出の事務の委託  
を受けた者の支払証明書を添付するものとする。
- 3 本月返納額、本月回収額及び本月更正減額は、朱書すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

## 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県公営企業財務規程別表第二及び第四の規定は、平成二十六年年度の決算から適用する。